

令和3年4月19日

診療責任者各位

教育支援管理部
高橋 啓

当直体制をとっていない診療科で研修をする研修医が
内科当直を行うことについて

当直体制をとっていない診療科で研修している研修医から、その研修期間中にも内科当直に参加し研鑽を積みたいとの希望が寄せられているのを受け、全診療科で構成される指導医・メンター連絡会で意見交換を行いました。それを踏まえ以下の事項を条件として内科当直を行うことを認めたいと思います。各科診療責任者のご理解を戴きたく存じます。

1. 内科当直を行うことを承認した診療科に限る。
2. 当直参加は研修医の自由意志とする。
3. 月2回を上限とする。
4. 当直体制を取っていない診療科では、特に日中の診療研修が重要な意味をもつことから当直を行うことで翌日の研修に支障を来さぬよう、金曜、土曜あるいは休前日に行う。
5. 当直当日は必ず点呼に出席し、内科当直指導医の指示に従う。
6. 内科研修医当直が既に予定されている日の2名当直は認めない。双方が交代することを了承した場合にはその限りではない。

当直を希望する者は、当直希望月に研修を行う診療科責任者の許可を得、内科当直申請書に署名戴いた後、希望当直月の前月第1週末までに、教育支援管理部に提出する。

年 月 日

東邦大学医療センター大橋病院
病 院 長 殿

研修プログラム

責任者氏名

確認日： 年 月 日

研修医内科当直申請書

研修医氏名

内科当直希望日1： 年 月 日 曜日

内科当直希望日2： 年 月 日 曜日

上記該当日に内科当直を行うことを許可する。

研修診療科

診療責任者氏名

【規定】

1. 当直体制をとっていない診療科で研修をする研修医が内科当直を行うための申請書である。
2. 内科当直を行うことを認めた診療科に限る。
3. 当直は月2回を上限とする
4. 診療科での研修に支障をきたさぬよう当直は金曜、土曜あるいは休前日に行う。
5. 当直当日は必ず点呼に出席し、内科当直指導医の指示に従う。
6. 内科研修医の当直が既に予定されている日の2名当直は認めない。
7. 希望する当直月の前月第一週までに本申請書を教育支援管理部へ提出する。

付則

この規定は令和3年6月1日から施行する。